

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の
基準、手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に必要な基準、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び市内に所在するその他の事務所（以下「その他市内事務所」という。）の所在地

(2) 設立の年月日

(3) 事業の内容

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申出書を提出する特定非営利活動法人が、奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者であり、かつ、市長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた

年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

(2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

3 前項第1号及び次条の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

4 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、申出の日の翌日から起算して1月間、規則で定める場所において、当該申出書及び第2項第2号から第4号までに掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

（指定のために必要な基準等）

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1) 市内に事務所を有する特定非営利活動法人であること。

(2) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間における経常収入金額（aに掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（bに掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、b及びcに掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が10分の1以上であること。

a 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。aにおいて同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

b 受け入れた寄附金の額の総額（第7号エにおいて「受入寄附金総額」という。）から1者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

c 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第5号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちbに掲げる金額に達するまでの金額

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。（イ）及び(ウ)において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。（イ）において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上であること。

(ウ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が1,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。（ウ）において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に参加した

ボランティア（その氏名及び住所が明らかな者であって、かつ、報酬を受けないで活動を行ったものに限る。）の延べ人数が100人以上であること。

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に関し、地方公共団体その他の団体と協働した実績が1回以上あること。

(3) その事業活動を広く市民に周知されているかどうかを判断するための基準として、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア その事業活動についてインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公開していること。

イ その事業活動について継続的に会報を発行し、当該会報を会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。ウ及び第5号において「会員等」という。）以外の市民にも配布し、又は閲覧させていること。

ウ 各事業年度において、会員等以外の市民を対象とした事業活動に関する催しを4回以上開催していること。

(4) 市内における事業活動が、前条第1項の申出書を提出した日（第11号において「申出日」という。）後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年以上継続すると見込まれること。

(5) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提

供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(7) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総数のうちに特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）に係る

事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が10分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（同条第2項の定款等をいう。以下同じ。）

イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(9) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(10) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(11) 申出日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(12) 実績判定期間において、第1号、第3号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第8号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号ア(ア)に規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

3 市長は、第1項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の意見を聴くものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第3項の規定による申

出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同

じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)
又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号に
おいて同じ。)

(2) 第18条第1項各号(第1号に係る部分を除く。)又は第2項各号のいずれか
に該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生
じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処
分に違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の
日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過し
ないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(指定の通知等)

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第1項の規定による指定のた
めの必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及
びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速や
かに、書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、
その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければな
らない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 市内に所在する事務所の所在地

(4) 指定の効力を生じた年月日

(5) 事業の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(名称等の使用制限)

第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の更新の申出)

第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をして、更新を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第3条及び第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）から第7条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

(事業報告書等の閲覧)

第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

(事業の内容の変更の届出等)

第11条 指定特定非営利活動法人は、その名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 市長は、第1項の届出が指定特定非営利活動法人の名称又は市内に所在する事務所の所在地の変更によるものである場合において、必要があると認めるときは、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

4 市長は、指定特定非営利活動法人の名称、市内に所在する事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項の変更の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。次条第3項において同じ。)を行うときは、事前に、その金額及び用途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は

その他市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度終了の日から3月の期間の末日までに、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

3 指定特定非営利活動法人は、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく）、前条第4項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第15条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項、第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）、第6条並びに第12条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で

定める。

(報告及び検査)

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第18条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動

法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
(指定の取消しのために必要な基準等)

第18条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。

(4) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。

(5) 第9条第1項の指定の更新の申出があった場合において、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。

(6) 第15条第1項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。

(7) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。

(8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

- (2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- (3) 第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (5) 特定非営利活動促進法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (6) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。

4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

（審査委員会）

第19条 この条例に定める基準、手続その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査委員会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力依頼)

第20条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。